

○横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則

平成9年3月31日

規則第33号

横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則をここに公布する。

横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市道路附属物自動車駐車場条例（平成8年12月横浜市条例第67号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(料金の額等)

第2条 条例別表に規定する規則で定める駐車料金（以下「料金」という。）の額及び時間並びに条例第2条第2項及び第3項に規定する規則で定める回数駐車券及び定期駐車券を発行する場合における料金の額は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1の1の表に定める一般料金に係る適用駐車時間から夜間料金に係る適用駐車時間に連続して駐車する場合において、一般料金に係る適用駐車時間の区分（同表の一般料金に係る料金の額の欄に規定するそれぞれの時間までをいう。）が午後12時の時点において終了しないときは、同表の規定にかかわらず、当該区分が終了するまでについては、一般料金を徴収するものとする。

3 別表第1の1の表に定める夜間料金に係る適用駐車時間から一般料金に係る適用駐車時間に連続して駐車する場合において、夜間料金に係る適用駐車時間の区分（同表の夜間料金に係る料金の額の欄に規定するそれぞれの時間までをいう。）が午前7時の時点において終了しないときは、同表の規定にかかわらず、当該区分が終了するまでについては、夜間料金を徴収するものとする。

(平12規則43・平19規則119・平22規則16・一部改正)

(料金の減免)

第3条 条例第4条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する料金の額は当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、回数駐車券を発行する際に徴収する料金については、この限りでない。

(1) 神奈川県道路交通法施行細則（昭和44年神奈川県公安委員会規則第1号）に基づく駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けている者及びその介護者が利用する場合 一般料金及び夜間料金（以下「一般料金等」という。）にあつては、駐車時間3時間まで

については10割相当額、駐車時間3時間を超える部分については5割相当額、定期駐車券料金にあつては5割相当額

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表による障害の級別が1級から4級までのもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、市長の発行する愛の手帳の交付を受けている者で障害の種別がA1からB1までのものその他市長がこれらに準ずると認めた者及びこれらの者の介護者が利用する場合 一般料金等にあつては、駐車時間3時間までについては10割相当額、駐車時間3時間を超える部分については5割相当額、定期駐車券料金にあつては5割相当額
- (3) 前2号に定める者のほか、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、市長の発行する愛の手帳の交付を受けている者その他市長がこれに準ずると認めた者及びこれらの者の介護者が利用する場合 一般料金等にあつては5割相当額、定期駐車券料金にあつては3割相当額
- (4) その他市長が特に必要があると認める場合 別に定める額

（平12規則43・令元規則14・一部改正）

（料金の返還）

第3条の2 条例第5条第1項ただし書の規定による規則で定める場合は定期駐車券の通用期間前に当該定期駐車券を返還する場合とし、返還する料金の額は既納の料金の全額とする。

（平17規則79・全改）

（休場日及び入出場取扱時間）

第4条 休場日及び入出場の取扱時間は、別表第2のとおりとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、休場日若しくは入出場の取扱時間を変更し、又は駐車場（条例第1条に規定する駐車場をいう。以下同じ。）の一部の利用を休止することができる。

（平11規則103・一部改正）

（駐車することができる自動車）

第5条 駐車場に駐車することができる自動車は、別表第3のとおりとする。ただし、次のいずれかに該当する自動車は、駐車することができない。

- (1) 発火性又は引火性のある物品を積載しているもの
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又はき損するおそれがあるもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるもの
(禁止行為)

第6条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自動車の駐車以外の目的で、みだりに駐車場内に立ち入ること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 駐車場の施設、駐車中の自動車その他の物件を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
- (4) みだりに騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (5) 喫煙し、又は火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項の行為をした者に対し、退場を命ずることができる。

(平21規則36・一部改正)

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、道路局長が定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月規則第54号)

この規則は、平成10年6月25日から施行する。

附 則 (平成11年4月規則第48号)

この規則は、平成11年4月26日から施行する。

附 則 (平成11年11月規則第103号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日及び施行日に継続して駐車する場合において、この規則による改正前の横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則(以

下「旧規則」という。)別表第1に定める料金の額の区分30分までが施行日の午前零時の時点において終了しない場合における当該区分30分の料金については、旧規則を適用する。

附 則 (平成13年4月規則第56号)

この規則は、平成13年4月20日から施行する。

附 則 (平成14年4月規則第41号)

この規則は、平成14年4月17日から施行する。

附 則 (平成15年3月規則第29号)

この規則は、平成15年4月22日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中横浜市馬車道地下駐車場に係る部分は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月規則第28号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月規則第119号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中横浜市山下町地下駐車場に係る部分は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月規則第36号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の1の表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の駐車(施行日の前日から施行日にわたって連続する駐車で、横浜市ポートサイド地下駐車場における施行日の午前零時から午前6時までの駐車及び横浜市福富町西公園地下駐車場における施行日の午前零時から午前7時までの駐車(以下「連続駐車」という。))を除く。)に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車(連続駐車を含む。)に係る駐車料金については、なお従前の例による。

3 横浜市福富町西公園地下駐車場に施行日の前日から施行日にわたって連続する駐車で、

当該駐車が施行日の午前7時の時点において終了しない場合における新規則の規定に基づく横浜市福富町西公園地下駐車場に係る長時間利用割引料金の額は、施行日の午前7時から駐車を開始したものとみなして算定するものとする。

附 則（平成24年9月規則第76号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の駐車に係る駐車料金について適用し、同日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の発行に係る定期駐車券の料金について適用し、同日前の発行に係る定期駐車券の料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の駐車及び定期駐車券の発行に係る駐車料金について適用し、同日前の駐車及び定期駐車券の発行に係る駐車料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月規則第20号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項）

（平10規則54・平11規則48・平11規則103・平12規則43・平13規則56・平14規則41・平15規則29・平17規則79・平19規則28・平19規則119・平21規則36・平22規則16・平24規則76・平26規則9・令元規則14・一部改正）

1 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車

並びに小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）

駐車場の名称	料金区分	適用駐車時間等	料金の額	
横浜市ポートサイド地下駐車場	一般料金	午前7時から午後12時まで	20分までごとに210円	
	夜間料金	午前零時から午前7時まで	30分までごとに160円	
	夜間割引料金	午前零時から午前6時まで	1回の利用につき、520円	
	長時間利用割引料金	午前6時から午後12時まで	午前6時から午前7時までにあっては30分までごとに160円とし、午前7時から午後12時までにあっては20分までごとに210円とし、1回の利用につきこれらの合計額が2,100円を超えるときは、2,100円	
	回数駐車券料金	—		券面額の総額3,300円を3,000円
				券面額の総額6,600円を6,000円
				券面額の総額11,500円を10,000円
券面額の総額24,000円を20,000円				
券面額の総額62,500円を50,000円				
定期駐車券料金	1箇月	26,100円		
横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場	一般料金	午前7時から午後12時まで	30分までごとに210円	
	夜間料金	午前零時から午前7時まで	60分までごとに210円	
	長時間利用割引料金	午前零時から午後12時まで	午前零時から午前7時までにあっては60分までごとに210円とし、午前7時から午後12時までにあっては30分までごとに210円とし、1回の利用につきこれらの合計額が1,400円を超えるときは、1,400円	
	回数駐車券	—	券面額の総額2,200円を2,000円	

	料金		券面額の総額5,500円を5,000円	
			券面額の総額11,500円を10,000円	
			券面額の総額24,000円を20,000円	
			券面額の総額62,500円を50,000円	
	定期駐車券 料金	1箇月	26,100円	
横浜市日本大通り 地下駐車場	一般料金	午前7時から午後 12時まで	15分までごとに130円	
	夜間料金	午前零時から午前 7時まで	30分までごとに130円	
	長時間利用 割引料金	午前零時から午後 12時まで	午前零時から午前7時までにあつては30 分までごとに130円とし、午前7時から午 後12時までにあつては15分までごとに 130円とし、1回の利用につきこれらの合 計額が1,900円を超えるときは、1,900円	
	回数駐車券 料金	—		券面額の総額2,200円を2,000円
				券面額の総額5,500円を5,000円
				券面額の総額11,500円を10,000円
券面額の総額24,000円を20,000円				
券面額の総額62,500円を50,000円				
定期駐車券 料金	1箇月	34,500円		
横浜市馬車道地下 駐車場	一般料金	午前7時から午後 12時まで	30分までごとに210円	
	夜間料金	午前零時から午前 7時まで	60分までごとに210円	
	長時間利用 割引料金	午前零時から午後 12時まで	午前零時から午前7時までにあつては60 分までごとに210円とし、午前7時から午 後12時までにあつては30分までごとに 210円とし、1回の利用につきこれらの合	

			計額が1,400円を超える入場から24時間までごとに区切った利用時間にあつては、当該利用時間ごとにつき1,400円
	回数駐車券料金	—	券面額の総額2,200円を2,000円 券面額の総額5,500円を5,000円 券面額の総額11,500円を10,000円 券面額の総額24,000円を20,000円 券面額の総額62,500円を50,000円
	定期駐車券料金	1箇月	31,300円
横浜市福富町西公園地下駐車場	一般料金	午前7時から午後12時まで	30分までごとに210円
	夜間料金	午前零時から午前7時まで	60分までごとに210円
	長時間利用割引料金	午前零時から午後12時まで	午前零時から午前7時までにあつては60分までごとに210円とし、午前7時から午後12時までにあつては30分までごとに210円とし、1回の利用につきこれらの合計額が1,300円を超える入場から12時間までごとに区切った利用時間にあつては、当該利用時間ごとにつき1,300円
	回数駐車券料金	—	券面額の総額2,200円を2,000円 券面額の総額5,500円を5,000円 券面額の総額11,500円を10,000円 券面額の総額24,000円を20,000円 券面額の総額62,500円を50,000円
	定期駐車券料金	1箇月	29,200円
		1箇月（平日の利用に限る。）	24,000円
横浜市山下町地下	一般料金	午前7時から午後	15分までごとに130円

駐車場		12時まで	
	夜間料金	午前零時から午前7時まで	30分までごとに130円
	平日割引料金	平日の午前零時から午後12時まで	平日の午前零時から午前7時までにあっては30分までごとに130円とし、平日の午前7時から午後12時までにあっては15分までごとに130円とし、1回の利用につきこれらの合計額が2,100円を超えるときは、2,100円
	回数駐車券料金	—	券面額の総額2,200円を2,100円
			券面額の総額5,500円を5,000円
			券面額の総額11,500円を10,000円
			券面額の総額24,000円を20,000円
券面額の総額62,500円を50,000円			
定期駐車券料金	1箇月	34,500円	

(備考)

- 「平日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに1月2日及び1月3日以外の日をいう。
- 長時間利用割引料金又は平日割引料金が適用される場合（横浜市馬車道地下駐車場及び横浜市福富町西公園地下駐車場における長時間利用割引料金が適用される場合を除く。）における「1回の利用」とは、午前零時からその日の午後12時までの間において連続して駐車することをいい、2日以上にわたって連続して駐車する場合は、各日の駐車を「1回の利用」とみなすものとする。
- 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）

駐車場の名称	料金区分	適用駐車時間	料金の額
横浜市馬車道地下駐車場	一般料金	午前零時から午後12時まで	30分までごとに50円とし、1回の利用につき合計額が800円を超えるときは、800円
横浜市山下町地下駐車場	一般料金	午前零時から午後12時まで	30分までごとに50円とし、1回の利用につき合計額が800円を超えるときは、800円

場		時まで	の利用につき合計額が800円を 超えるときは、800円
---	--	-----	--------------------------------

(備考) 「1回の利用」とは、午前零時からその日の午後12時までの間において連続して駐車することをいい、2日以上にわたって連続して駐車する場合は、各日の駐車を「1回の利用」とみなすものとする。

別表第2 (第4条第1項)

(平10規則54・平11規則48・平11規則103・平12規則43・平13規則56・平14規則41・平15規則29・平22規則16・一部改正)

駐車場の名称	休場日	入場時間	出場時間
横浜市ポートサイド地下駐車場	—	午前6時から午後 12時まで	午前6時から午後 12時まで
横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場	—	終日	終日
横浜市日本大通り地下駐車場	—	終日	終日
横浜市馬車道地下駐車場	—	終日	終日
横浜市福富町西公園地下駐車場	—	終日	終日
横浜市山下町地下駐車場	—	終日	終日

別表第3 (第5条)

(平10規則54・平11規則48・平13規則56・平14規則41・平15規則29・平19規則119・一部改正)

駐車場の名称	駐車することができる自動車
横浜市ポートサイド地下 駐車場	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.3メートル、幅2.05メートル及び高さ2.2メートルをそれぞれ超えないもの並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
横浜市伊勢佐木長者町地 下駐車場	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.3メートル、幅2.05メートル及び高さ2.2メートルをそれぞれ超えないもの並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
横浜市日本大通り地下駐 車場	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.3メートル、幅2.05メートル及び高さ2.2メートルをそれぞれ超

	えないもの並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
横浜市馬車道地下駐車場	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.6メートル、幅2.0メートル及び高さ2.1メートルをそれぞれ超えないもの並びに小型自動車及び軽自動車
横浜市福富町西公園地下駐車場	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.6メートル、幅2.0メートル及び高さ2.1メートルをそれぞれ超えないもの並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもの
横浜市山下町地下駐車場	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる普通自動車のうち長さ5.6メートル、幅2.0メートル及び高さ2.1メートルをそれぞれ超えないもの並びに小型自動車及び軽自動車